

越境E C導入支援実施業務 公募型プロポーザル実施要領

この要綱は、越境E C導入支援実施業務を委託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めることとします。

1 委託業務の目的

国内市場の縮小等に伴い海外販路開拓に取り組む市内中小企業は、昨今の原材料費や物流費高騰等に直面しています。他方で、コロナ禍において市場が急拡大した国際的な電子商取引（以下、越境E Cという）は、今後も世界的な市場の成長が見込まれており、企業の関心も高くなっています。

本業務においては、こうした課題に直面している市内中小企業に対して、専門家によるフォローアップのもと、越境E Cを活用したテストマーケティング支援を行い、市内中小企業の海外事業の取組を支援し、販路拡大を促進します。なお、業務の実施にあたっては、幅広い業種かつ様々な規模の市内中小企業の特性を活かした販促支援に取り組むとともに、初めて海外展開に取り組む企業に対しても企業ニーズを踏まえた支援を行い、市内中小企業の海外展開手法の裾野拡大を目標とします。

2 業務の概要

(1) 実施主体 静岡市

(2) 業務名

令和6年度 経商産振委第4号 越境E C導入支援実施業務

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(5) 提案上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）を提案金額の上限とします。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含みます。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではありません。

(6) その他

① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めません。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意してください。

② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とします。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとします。

3 参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとします。

(1) 越境E Cモールの出品枠を確保でき、過去、中小企業の越境E C進出支援を行ったことがある者

であること。

- (2) 越境ECモール支援を主とした業務を行う事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (6) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3項に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 仕様書に合致した業務を確実に実施できること。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和6年5月1日（水）	静岡市ホームページ上で公開します。
質問受付期間	令和6年5月1日（水）から 令和6年5月10日（金）午後5時まで	専用フォームから提出。 ※5に記載のとおり
企画提案書の提出	令和6年5月15日（水）午後5時まで	専用フォームにて提出。 ※6に記載のとおり
プレゼンテーション 審査開催通知	令和6年5月17日（金）	
プレゼンテーション 審査	令和6年5月21日（火）午前 場所：静岡市役所清水庁舎5階 (静岡市清水区旭町6-8)	※8（1）に記載のとおり 審査の時間についてはプレゼン テーション審査開催通知に記載し ます。
審査結果の通知	令和6年5月24日（金）	

※ 審査結果等についての問合せには応じられませんのでご了承ください。

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行います。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式4】に記載の上、以下URLより提出することし、電話及びファックスでの提出は受け付けませんのでご注意ください。

<URL> <https://logoform.jp/f/THg0D>

6 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 類似事業実績報告書【様式3】
 - ※ 過去に行った越境EC支援業務の事例について記載すること。
- ④ 履歴事項全部証明書の写し（直近3か月以内のもの）
- ⑤ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）の写し
- ⑥ 納税証明書（直近のもの）の写し
 - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明
- ⑦ 企画提案書【様式は任意】
- ⑧ 参考見積書（1部）
 - ※見積金額は税込・積算内容を具体的に記載すること。宛先は静岡市長とし、代表者印を押印。

(2) 提出方法

以下の参加申込フォームから提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/f/QMHVs>

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載してください。

なお、記載に当たっては、「越境EC導入支援実施業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載してください。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とします。
- ② 企画提案書のページ数に制限はありませんが、簡潔な内容としてください。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載してください。
- ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とします。

8 審査及び審査項目について

(1) 実施方法について

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

- ①準備 …… 3分
- ②説明 …… 10分
- ③質疑応答 …… 10分

イ 提出期限までにご提出いただいた「企画提案書」を用いての企画提案説明とします。プロジェクター及びパワーポイント投影用のパソコンは市で用意します（持参したパソコンの使用

も可能)。

- ウ プレゼンテーションの説明は原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方3名以内とします。
- エ 提出書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。
- オ 当日のプレゼンの発表時間等の詳細は別途通知します。

(2) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。企画提案審査基準の評点項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

なお、審査内容及び審査通過者に関する内容は一切公表しません。

9 失格条件

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出書類等は返却いたしません。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (5) 関係書類作成のため市から入手した資料は、市の了解なく使用及び公表することはできません。

11 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2058 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

越境E C導入支援実施業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点 1	① 事業コンセプト等	事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	× 1	5点
	② 実績について	今まで静岡県内事業者の輸出支援を行っており、支援事業者の販売数量などで十分な実績を持っているか	5点	× 1	5点
視点 2	③ セミナー内容	輸出規制など、事業に必要な情報を学ぶことができるか。	5点	× 1	5点
	④ 越境E Cモール出品	効果を見込める越境E Cモールが提案されているか。	5点	× 2	10点
	⑤ ショールーム販売促進	販売促進を見込むことのできるショールームの提案がなされているか。	5点	× 2	10点
	⑥ フィードバック	売上等データなどを参考に、マーケティングの視点に基づくフィードバックが見込めるか。	5点	× 2	10点
視点 3	⑦ 実施体制	運営、フィードバックまで一貫して実施できるか。	5点	× 1	5点
合計					50点